

平成 22 年 12 月 21 日

各 位

会 社 名 イ オ ン 株 式 会 社
代表者名 取締役兼代表執行役社長 岡田 元也
(証券コード 8267)
問合せ先 取締役兼執行役 社長室責任者 林 直樹
(電話番号 043-212-6042)

株式会社サンデー株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

イオン株式会社（以下「当社」または「公開買付者」といいます。）は、平成 22 年 12 月 21 日に、株式会社サンデー（コード番号：7450、大阪証券取引所 J A S D A Q、以下「対象者」といいます。）の普通株式を公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

1. 買付け等の目的等

（1）公開買付けの概要

当社は、本日現在、対象者の株式 5,793,000 株（株式所有割合（注）にして 53.84%）を所有し、対象者を連結子会社としております。

この度、当社は、対象者の大株主である吉田興産協同組合（所有株式数 1,244,000 株、株式所有割合 11.56%）および株式会社吉田産業（所有株式数 1,230,520 株、株式所有割合 11.44%）（以下総称して「創業家株主」といいます。）が所有する対象者株式を買付けることを主たる目的として、公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を実施いたします。

また、当社は、平成 22 年 11 月 18 日に、創業家株主より、創業家株主が所有する対象者株式の全部について本公開買付けに応募する旨の合意を得ております。

なお、当社は創業家株主が所有する対象者株式の買付け後における当社の所有に係る株券等の株券等所有割合が 3 分の 2 以上となるため、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）第 27 条の 2 以下に定められた法令上の要求に基づき、本公開買付けを実施するものであり、また、本公開買付けにあたっては、法第 27 条の 13 第 4 項及び金融商品取引法施行令（昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）第 14 条の 2 の 2 に定められた法令上の要求に基づき、買付予定の株券等の数の上限を定めておりませんので、応募株券等の全部の買付けを行います。当社は対象者株式の上場廃止を企図しておりませんが、買付予定の株券等の数の上限も下限も定めておりませんので、本公開買付けは創業家株主以外の対象者の株主の皆様に対しても売却機会を確保するものとなっております。もっとも、当社は、本公開買付け後も対象者の企業価値の向上を目指していく所存ですので、当社といたしましては、引き続き、対象者の株主の皆様から対象者の株主としてご支援をいただきたいと希望しております。

本公開買付けの結果、万一、対象者株式が株式会社大阪証券取引所の開設する市場である J A S D A Q（以下「J A S D A Q」といいます。）の定める上場廃止基準に抵触するおそれが生じた場合には、当社は対象者と上場廃止を回避するための具体的な方策を誠実に協議し、合意された方策を実行します。なお、当社は、対象者が具体的かつ合理的な方策を提案したときには、当該提案に合理的範囲で最大限協力します。

なお、対象者によれば、対象者は、平成 22 年 12 月 21 日開催の取締役会において、本公開買付けについて、賛同の意見を表明すること並びに応募については株主の皆様から判断を委ねることを決議しているとのこと。

（注）対象者の第 37 期第 2 四半期報告書（平成 22 年 10 月 1 日提出）に記載された平成 22 年 8 月 20 日現在における発行済株式総数（10,764,700 株）から、同四半期報告書に記載された平成 22 年 8 月 20 日現在

の対象者の自己株式数（5,181株）を控除した数（10,759,519株）に占める割合（なお、小数点以下第三位を四捨五入しています。）です。

（2）本公開買付けの背景及び目的並びに本公開買付けを実施するに至った意思決定の過程

対象者は、大工用品の販売を目的として昭和 50 年 5 月に設立され、平成 7 年に株式を J A S D A Q に店頭公開し、青森県を拠点に岩手県や秋田県など東北エリアにおいてホームセンターを展開し、青森・秋田・岩手県では、最大のホームセンター企業として、業容を拡大しておりました。

一方、当社は昭和 40 年代から東北地方に進出し、東北エリアにおいてグループで総合スーパー、食品スーパー等を展開しておりました。

当社は、普段の生活に必要な商品をワンストップで提供できるスーパーセンターの出店を、東北エリアにおいてより一層加速させるため、地域のマーチャンダイジングおよびマーケティングに経験豊富な対象者とともに、地域の顧客ニーズにマッチした次代を担う新業態「スーパーセンター」をつくることを目的に、平成 15 年 8 月より対象者と業務・資本提携を行っております。平成 17 年 5 月には当社からの社長他経営幹部の対象者への派遣等の提携関係の強化及び平成 18 年 4 月には対象者から第三者割当増資を引受け、対象者を子会社としており、当社と対象者は提携関係を通じて、対象者の企業価値向上を図ってまいりました。平成 22 年 6 月頃より、当社と創業家株主との間で創業家株主の保有株式の扱いについて相互に協議を進めていた結果、当社が創業家株主の保有株式を買取り、当社と対象者の提携関係を強化することが、対象者の企業価値向上に大きく貢献するものと考え、平成 22 年 11 月 18 日に当社と創業家株主との間で相互に合意したことを踏まえ、本公開買付けを実施することとなりました。

当社は、本公開買付けの主たる目的が創業家株主保有の対象者株式を取得することであることを鑑み、本公開買付けにおける対象者株式の買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）については、当社と創業家株主との協議・交渉を行った結果、両者が合意できる価格とする方針を採用しました。

当該方針のもと、当社と創業家株主は、対象者株式の取引が一般的に金融商品取引所を通じて行われていることを勘案し、本公開買付価格につきましても、対象者株式の市場価格を最優先に検討することといたしました。そして、対象者株式の 1 ヶ月間の市場価格の推移、株式市場における取引状況及び本公開買付けに対する対象者による賛同の可否等を総合的に勘案し、協議・交渉した結果、本公開買付けに係る当社決定の前営業日（平成 22 年 12 月 20 日）までの 1 ヶ月間の J A S D A Q における対象者株式の終値の単純平均値から 12% ディスカウントをした価格をもって本公開買付価格とすることについて合意いたしました。

当社としましては、本公開買付け後も対象者の上場を維持することを企図しており、上場会社としての対象者の独立性を確保しつつ、当社との提携関係を更に強化し、これまで以上に地域に密着した企業となるよう対象者の企業価値向上を図っていく所存です。

（3）対象者における買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置

対象者は、対象者が本日現在において当社の連結子会社であることに鑑み、本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置として、以下に述べる措置を講じているとのことです。なお、当社は、本公開買付けの主たる目的が創業家株主保有の対象者株式の取得であることに鑑み、当社と創業家株主の協議・交渉の結果、両者が合意できる価格を本公開買付価格とする方針を採用し、当該方針のもと、当社と創業家株主は、対象者株式の取引が一般的に金融商品取引所を通じて行われていることを勘案し、本公開買付価格につきましても、対象者株式の市場価格を最優先に検討することとしたため、当該買付価格の算定に関する第三者の意見の聴取等の本公開買付けの公正性を担保するための措置を講じておりません。

① 対象者における独立した社外監査役の意見

対象者は意思決定の恣意性を排除し、対象者の意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確保することを目的として、当社と利害関係のない対象者の社外監査役である（大阪証券取引所に独立役員として届出している）古川勝雄氏に対し、(a) 本公開買付けの目的の公正性（本公開買付けによる対象者企業価値

の向上の有無)、(b)本公開買付けに係る交渉過程の手続の公正性、(c)本公開買付けに係る公正な手続を通じた少数株主の利益への配慮に合理性があるか諮問したとのことです。

古川勝雄氏は、上記諮問事項について対象者から当社の提案内容について説明を受け、検討の結果、平成 22 年 12 月 20 日に対象者に対し、(a)本公開買付けは対象者の企業価値向上に資するものであり、(b)本公開買付けに係る交渉過程の手続は公正であると認められ、(c)本公開買付けに係る公正な手続を通じた少数株主の利益への配慮がなされているとする意見書を提出したとのことです。

② 対象者における利害関係を有しない出席取締役及び監査役全員の承認

対象者によれば、対象者取締役会は、本公開買付けについて慎重に協議、検討を行った結果、本公開買付けにより当社が創業家株主保有の対象者株式を取得し出資比率を高めることは、資本面でより一層の安定を図ることになり、さらに両社の協力関係がより強固なものとなることから、今後の事業の発展と企業価値増大に大きく貢献できるものと判断し、本公開買付けに賛同の意見を表明するものの、本公開買付け価格は最終的には創業家株主との合意により決定されており、平成 22 年 12 月 20 日の JASDAQ における対象者株式の終値である 550 円、過去 1 ヶ月間（平成 22 年 11 月 22 日から平成 22 年 12 月 20 日まで）の終値の単純平均値である 526 円（1 円未満を四捨五入）、過去 3 ヶ月間（平成 22 年 9 月 21 日から平成 22 年 12 月 20 日まで）の終値の単純平均値である 523 円（1 円未満を四捨五入）のいずれからもディスカウントをした価格となっていることから本公開買付けに応募するか否かについては株主の皆様判断を委ねることを、平成 22 年 12 月 21 日開催の対象者取締役会において、決議をしたとのことです。上記の取締役会においては、創業家株主の代表者である対象者の取締役会長の吉田誠夫氏、当社の完全子会社であるイオンリテール株式会社の執行役員を兼任している対象者取締役の北島健二氏及び当社の従業員を兼任している対象者監査役の泉谷正廣氏は、利益相反の疑い回避の観点から、特別利害関係人として、その審議及び決議に参加しておらず、対象者の立場において当社との協議・交渉には参加していないとのことです。また、上記の取締役会は、上記の観点から審議及び決議に参加していない取締役を除く全ての取締役及び監査役が出席し、出席取締役全員の一致で当該決議を行っており、社外監査役 3 名を含む出席監査役全員は、対象者取締役会が本公開買付けに賛同の意見を表明することに異議がない旨の意見を述べているとのことです。

(4) 本公開買付け後の株券等を更に取得する予定の有無、理由、内容

当社は、創業家株主保有の対象者株式の全てを取得することを企図しており、本公開買付けによりその目的を達した場合には、対象者株式の追加取得を行うことは予定しておりません。

(5) 上場廃止となる見込み及びその事由

対象者株式は、本日現在、JASDAQ に上場されているところ、対象者は本公開買付け後も対象者株式について上場を維持することを希望しており、また、当社も、対象者株式の上場廃止を企図しておりません。

もともと、本公開買付け後の株券等所有割合が 3 分の 2 以上となるため、本公開買付けには応募株券等の買付予定数の上限が設定されていないことから、本公開買付けの結果次第では、対象者株式は、下記のような JASDAQ の定める上場廃止基準（注）に該当し、所定の手続きを経て、上場廃止となる可能性があります。

- ・ 浮動株式数（上場株式数から、役員（取締役、会計参与、監査役、執行役）の持株数、発行済株式数の 10% 以上を所有する株主の持株数（明らかに固定的所有ではないと認められる株式を除く。）及び自己株式数を控除した株式数）が事業年度の末日において、500 単位未満である場合において、1 年以内に 500 単位以上とならないとき
- ・ 株主数が事業年度の末日において 150 人未満となった場合において、1 年以内に 150 人以上とならないとき
- ・ 浮動株時価総額（浮動株式数に事業年度の末日における最終価格を乗じた数値）が事業年度の末日において、2 億 5 千万円未満となった場合において、1 年以内に 2 億 5 千万円以上（平成 23 年 12 月末までの間は、「2 億 5 千万円」とあるのは「1 億 5 千万円」として適用します。）以上とならないとき

本公開買付けの結果、万一、対象者株式がJASDAQの定める上場廃止基準に抵触するおそれが生じた場合には、当社は対象者と上場廃止を回避するための具体的な方策を誠実に協議し、合意された方策を実行します。なお、当社は、対象者が具体的かつ合理的な方策を提案したときには、当該提案に合理的範囲で最大限協力します。

(注) 浮動株に係る上場廃止基準については、平成 25 年 4 月 1 日以降最初に到来する事業年度より適用となります。

(6) 公開買付者と対象者の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

当社は、平成 22 年 11 月 18 日に、創業家株主より、創業家株主が所有する対象者株式の全部（所有株式数 2,474,520 株、株式所有割合 23.00%）について本公開買付けに応募する旨の合意を得ております。

2. 買付け等の概要

(1) 対象者の概要

① 名 称	株式会社サンデー																				
② 所 在 地	青森県八戸市根城六丁目 22 番 10 号																				
③ 代 表 者 の 役 職 ・ 氏 名	代表取締役社長 宮下 直行																				
④ 事 業 内 容	ホームセンターの経営																				
⑤ 資 本 金	3,240,218 千円（平成 22 年 8 月 20 日現在）																				
⑥ 設 立 年 月 日	昭和 50 年 5 月 24 日																				
⑦ 大 株 主 及 び 持 株 比 率 （平成 22 年 8 月 20 日現在）	<table> <tr><td>イオン株式会社</td><td>53.81%</td></tr> <tr><td>吉田興産協同組合</td><td>11.55%</td></tr> <tr><td>株式会社吉田産業</td><td>11.43%</td></tr> <tr><td>株式会社青森銀行</td><td>1.97%</td></tr> <tr><td>株式会社みちのく銀行</td><td>1.23%</td></tr> <tr><td>青い森信用金庫</td><td>1.23%</td></tr> <tr><td>みずほ信託銀行株式会社</td><td>1.22%</td></tr> <tr><td>サンデー従業員持株会</td><td>1.05%</td></tr> <tr><td>三井住友海上火災保険株式会社</td><td>0.74%</td></tr> <tr><td>株式会社北日本銀行</td><td>0.68%</td></tr> </table>	イオン株式会社	53.81%	吉田興産協同組合	11.55%	株式会社吉田産業	11.43%	株式会社青森銀行	1.97%	株式会社みちのく銀行	1.23%	青い森信用金庫	1.23%	みずほ信託銀行株式会社	1.22%	サンデー従業員持株会	1.05%	三井住友海上火災保険株式会社	0.74%	株式会社北日本銀行	0.68%
イオン株式会社	53.81%																				
吉田興産協同組合	11.55%																				
株式会社吉田産業	11.43%																				
株式会社青森銀行	1.97%																				
株式会社みちのく銀行	1.23%																				
青い森信用金庫	1.23%																				
みずほ信託銀行株式会社	1.22%																				
サンデー従業員持株会	1.05%																				
三井住友海上火災保険株式会社	0.74%																				
株式会社北日本銀行	0.68%																				
⑧ 上場会社と対象者の関係																					
資 本 関 係	当社は、対象者の発行済株式総数の 53.81%（5,793,000 株）を所有しております。																				
人 的 関 係	当社の従業員である泉谷正廣氏は対象者の社外監査役を兼任しております。また、当社の子会社であるイオンリテール株式会社の執行役員である北島健二氏は対象者の取締役を兼任しております。																				
取 引 関 係	当社は、対象者に対して経営指導を行っております。また、当社の子会社であるイオンリテール株式会社等は対象者に対して、売場賃貸等を行っております。																				
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	当社は、対象者の親会社であり、関連当事者に該当します。																				

(2) 日程等

① 日程

当 社 決 定	平成 22 年 12 月 21 日（火曜日）
公 開 買 付 開 始 公 告 日	平成 22 年 12 月 22 日（水曜日）

公 告 掲 載 新 聞 名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス http://info.edinet-fsa.go.jp/)
公開買付届出書提出日	平成 22 年 12 月 22 日 (水曜日)

② 届出当初の買付け等の期間

平成 22 年 12 月 22 日 (水曜日) から平成 23 年 1 月 26 日 (水曜日) まで (20 営業日)

③ 対象者の請求に基づく延長の可能性

法第 27 条の 10 第 3 項の規定により、対象者から買付け等の期間 (以下「公開買付期間」といいます。) の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付期間は 30 営業日、平成 23 年 2 月 9 日 (水曜日) までとなります。

(3) 買付け等の価格

普通株式 1 株につき、463 円

(4) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

当社は、本公開買付けの主たる目的が創業家株主保有の対象者株式を取得することであることを鑑み、本公開買付価格については、当社と創業家株主との協議・交渉を行った結果、両者が合意できる価格とする方針を採用いたしました。

当該方針のもと、当社と創業家株主は、対象者株式の取引が一般的に金融商品取引所を通じて行われていることを勘案し、本公開買付価格につきましても、対象者株式の市場価格を最優先に検討することといたしました。そして、対象者株式の 1 ヶ月間の市場価格の推移、株式市場における取引状況及び本公開買付けに対する対象者による賛同の可否等を総合的に勘案し、協議・交渉した結果、本公開買付けに係る当社決定の前営業日 (平成 22 年 12 月 20 日) までの 1 ヶ月間の J A S D A Q における対象者株式の終値の単純平均値から 12%ディスカウントをした価格をもって本公開買付価格とすることについて合意いたしました。

当社は、創業家株主との当該合意を受けて、平成 22 年 11 月 22 日から平成 22 年 12 月 20 日までの 1 ヶ月間の J A S D A Q における対象者株式の終値の単純平均値である 526 円 (1 円未満を四捨五入) から 12%ディスカウントをした価格である 463 円 (1 円未満を四捨五入) を、本公開買付価格と決定いたしました。

なお、平成 22 年 11 月 22 日から平成 22 年 12 月 20 日までの 1 ヶ月間の J A S D A Q における対象者株式の株価推移につきましては、当該期間の高値は 558 円、安値が 510 円となっており、平成 22 年 12 月 20 日における終値は 550 円となっております。

また、本公開買付けの買付価格である 463 円は、平成 22 年 12 月 20 日の J A S D A Q における対象者株式の終値である 550 円に対して 15.82% (小数点以下第三位を四捨五入)、過去 1 ヶ月間 (平成 22 年 11 月 22 日から平成 22 年 12 月 20 日まで) の終値の単純平均値 526 円 (1 円未満を四捨五入) に対して 11.98% (小数点以下第三位を四捨五入)、過去 3 ヶ月間 (平成 22 年 9 月 21 日から平成 22 年 12 月 20 日まで) の終値の単純平均値 523 円 (1 円未満を四捨五入) に対して 11.47% (小数点以下第三位を四捨五入) のディスカウントをそれぞれ考慮した価格となります。

② 算定の経緯

(本公開買付けを実施するに至った意思決定の過程)

当社は、普段の生活に必要な商品をワンストップで提供できるスーパーセンターの出店を、東北エリアにおいてより一層加速させるため、地域のマーチャンダイジングおよびマーケティングに経験豊富な対象者とともに、地域の顧客ニーズにマッチした次代を担う新業態「スーパーセンター」をつくることを目的に、平成 15 年 8 月より対象者と業務・資本提携を行っております。平成 17 年 5 月には当社から

の社長他経営幹部の対象者への派遣等の提携関係の強化及び平成 18 年 4 月には対象者から第三者割当増資を引受け、対象者を子会社としており、当社と対象者は提携関係を通じて、対象者の企業価値向上を図ってまいりました。平成 22 年 6 月頃より、当社と創業家株主との間で創業家株主の保有株式の扱いについて相互に協議を進めていた結果、当社が創業家株主の保有株式を買取り、当社と対象者の提携関係を強化することが、対象者の企業価値向上に大きく貢献するものと考え、平成 22 年 11 月 18 日に当社と創業家株主との間で相互に合意したことを踏まえ、本公開買付けを実施することとなりました。

(公開買付価格の決定に至る経緯)

当社と創業家株主は、対象者株式の取引が一般的に金融商品取引所を通じて行われていることを勘案し、本公開買付価格につきましても、対象者株式の市場価格を最優先に検討することといたしました。そして、対象者株式の 1 ヶ月間の市場価格の推移、株式市場における取引状況及び本公開買付けに対する対象者による賛同の可否等を総合的に勘案し、協議・交渉した結果、本公開買付けに係る当社決定の前営業日（平成 22 年 12 月 20 日）までの 1 ヶ月間の J A S D A Q における対象者株式の終値の単純平均値から 12%ディスカウントをした価格をもって、本公開買付価格とすることについて合意するに至りました。

当社は、創業家株主との当該合意を受けて、平成 22 年 12 月 21 日に、平成 22 年 11 月 22 日から平成 22 年 12 月 20 日までの 1 ヶ月間の J A S D A Q における対象者株式の終値の単純平均値である 526 円（1 円未満を四捨五入）から 12%をディスカウントをした価格である 463 円（1 円未満を四捨五入）を、本公開買付価格と決定いたしました。

なお、当該公開買付価格の算定に際しては、第三者の意見の聴取等は行っておりません。

(対象者における買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置)

対象者は、対象者が本日現在において当社の連結子会社であることに鑑み、本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置として、以下に述べる措置を講じているとのことです。なお、当社は、本公開買付けの主たる目的が創業家株主保有の対象者株式の取得であることに鑑み、当社と創業家株主の協議・交渉の結果、両者が合意できる価格を本公開買付価格とする方針を採用し、当該方針のもと、当社と創業家株主は、対象者株式の取引が一般的に金融商品取引所を通じて行われていることを勘案し、本公開買付価格につきましても、対象者株式の市場価格を最優先に検討することとしたため、当該買付価格の算定に関する第三者の意見の聴取等の本公開買付けの公正性を担保するための措置を講じておりません。

① 対象者における独立した社外監査役の意見

対象者は意思決定の恣意性を排除し、対象者の意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確保することを目的として、当社と利害関係のない対象者の社外監査役である(大阪証券取引所に独立役員として届出している)古川勝雄氏に対し、(a)本公開買付けの目的の公正性（本公開買付けによる対象者企業価値の向上の有無）、(b)本公開買付けに係る交渉過程の手続の公正性、(c)本公開買付けに係る公正な手続を通じた少数株主の利益への配慮に合理性があるか諮問したとのことです。

古川勝雄氏は、上記諮問事項について対象者から当社の提案内容について説明を受け、検討の結果、平成 22 年 12 月 20 日に対象者に対し、(a)本公開買付けは対象者の企業価値向上に資するものであり、(b)本公開買付けに係る交渉過程の手続は公正であると認められ、(c)本公開買付けに係る公正な手続を通じた少数株主の利益への配慮がなされているとする意見書を提出したとのことです。

② 対象者における利害関係を有しない出席取締役及び監査役全員の承認

対象者によれば、対象者取締役会は、本公開買付けについて慎重に協議、検討を行った結果、本公開買付けにより当社が創業家株主保有の対象者株式を取得し出資比率を高めることは、資本面でより一層の安定を図ることになり、さらに両社の協力関係がより強固なものとなることから、今後の事業の発展と企業

価値増大に大きく貢献できるものと判断し、本公開買付けに賛同の意見を表明するものの、本公開買付価格は最終的には創業家株主との合意により決定されており、平成22年12月20日のJASDAQにおける対象者株式の終値である550円、過去1ヶ月間（平成22年11月22日から平成22年12月20日まで）の終値の単純平均値である526円（1円未満を四捨五入）、過去3ヶ月間（平成22年9月21日から平成22年12月20日まで）の終値の単純平均値である523円（1円未満を四捨五入）のいずれからでもディスカウントをした価格となっていることから本公開買付けに応募するか否かについては株主の皆様判断を委ねることを、平成22年12月21日開催の対象者取締役会において、決議をしたとのことです。上記の取締役会においては、創業家株主の代表者である対象者の取締役会長の吉田誠夫氏、当社の完全子会社であるイオンリテール株式会社の執行役員を兼任している対象者取締役の北島健二氏及び当社の従業員を兼任している対象者監査役の泉谷正廣氏は、利益相反の疑い回避の観点から、特別利害関係人として、その審議及び決議に参加しておらず、対象者の立場において当社との協議・交渉には参加していないとのことです。また、上記の取締役会は、上記の観点から審議及び決議に参加していない取締役を除く全ての取締役及び監査役が出席し、出席取締役全員の一致で当該決議を行っており、社外監査役3名を含む出席監査役全員は、対象者取締役会が本公開買付けに賛同の意見を表明することに異議がない旨の意見を述べているとのことです。

（５）買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
2,474,520 株	一株	一株

（注１）本公開買付けは、創業家株主保有分を取得することを主たる目的としておりますので、買付予定数には、創業家株主保有分に相当する株式数を記載しております。

（注２）本公開買付けにおいては、買付け等を行う株券等の上限及び下限を付しておりませんので、応募株券等の全部の買付けを行います。

（注３）本公開買付けにより公開買付者が取得する対象者の株券等の最大数は、対象者が平成22年10月1日に提出した第37期第2四半期報告書に記載された平成22年8月20日現在の発行済株式総数（10,764,700株）から平成22年8月20日現在において公開買付者が保有する株式数（5,793,000株）及び対象者が保有する自己株式数（5,181株）を控除した株式数（4,966,519株）になります。

（注４）単元未満株式も本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続きに従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

（注５）本公開買付けを通じて、対象者が保有する自己株式を取得する予定はありません。

（６）買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	57,930 個	（買付け等前における株券等所有割合 53.84%）
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	0 個	（買付け等前における株券等所有割合 0%）
買付予定の株券等に係る議決権の数	24,745 個	（買付け等後における株券等所有割合 76.84%）
対象者の総株主等の議決権の数	107,538 個	

（注１）「買付予定の株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けにおける買付予定の株券等の数（普通株式2,474,520株）に係る議決権の数を記載しております。ただし、応募株券等の全部の買付けを行いますので、最大買付数は4,966,519株となります。

（注２）「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者が所有する株券等（令第7条第1項各号に掲げる場合に係る株券等を含み、特別関係者である対象者が保有する自己株式は除きます。また、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者（以下「小規模所有者」といいます。）を除きます。）に係る議決権の数の合計を記載しております。

（注３）「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者が平成22年10月1日に提出した第37期第2四半期報告書に記載され

た平成22年8月20日現在の総株主の議決権の数（1単元の株式数を100株として記載されたもの）です。ただし、単元未満株式も本公開買付けの対象としているため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、単元未満株式に係る議決権の数（上記四半期報告書に記載された平成22年8月20日現在の単元未満株式5,800株から、平成22年8月20日現在の対象者の保有する単元未満自己株式81株を控除した5,719株に係る議決権の数である57個）を加えて、「対象者の総株主等の議決権の数」を107,595個として計算しております。

（注4）「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

（7）買付代金 1,145 百万円

（注） 買付代金は、買付予定の株券等の数（2,474,520 株）に1株当たりの買付価格（463円）を乗じた金額を記載しています。ただし、応募株券等の総数が買付予定数以上の場合には、応募株券等の全部の買付けを行いますので、最大買付数（4,966,519株）の全てを買付けた場合の買付代金は、2,299百万円になります。

（8）決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地
野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

② 決済の開始日

平成23年2月3日（木曜日）

（注）法第27条の10第3項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合、決済の開始日は平成23年2月18日（金曜日）となります。

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）の住所宛に郵送します（公開買付代理人のインターネット専用サービスである野村ジョイを経由して応募した場合は除きます。）。野村ジョイを経由して応募された場合には、野村ジョイのホームページ(<https://www.nomurajoy.jp/>)に記載される方法により交付されます。

買付けは、金銭にて行います。応募株主等は公開買付けによる売却代金を、送金等の応募株主等が指示した方法により受け取ることができます（送金手数料がかかる場合があります。）。

④ 株券等の返還方法

後記「（9）その他買付け等の条件及び方法」の「① 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」及び「② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部を買付けないこととなった場合には、決済の開始日（公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日）以後速やかに、返還すべき株券等を応募が行われた直前の記録に戻すことにより返還します（株券等を他の金融商品取引業者等に設定した応募株主等の口座に振替える場合は、その旨指示してください。）。

（9）その他買付け等の条件及び方法

① 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容

買付けを行う株券等の上限及び下限を設定しておりません。したがって、公開買付者は、応募株券等の全部の買付けを行います。

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

令第14条第1項第1号イないしリ及びフないしソ、第3号イないしチ並びに同条第2項第3号ないし第6号に定める事情のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

③ 買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

法第 27 条の 6 第 1 項第 1 号の規定により、公開買付期間中に対象者が令第 13 条第 1 項に定める行為を行った場合には、府令第 19 条第 1 項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付けを行います。

④ 応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の 15 時 30 分までに公開買付代理人の応募の受付を行った本店又は全国各支店（公開買付代理人のインターネット専用サービスである野村ジョイは除きます。）に公開買付応募申込の受付票を添付のうえ、公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付してください。ただし、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の 15 時 30 分までに到達することを条件とします。野村ジョイを経由して応募された契約の解除をする場合は、野村ジョイのホームページ(<https://www.nomurajoy.jp/>)に記載される方法によって公開買付期間末日の 15 時 30 分までに解除手続きを行ってください。なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。

⑤ 買付条件等の変更をした場合の開示の方法

買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

⑥ 訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第 20 条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

⑦ 公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第 9 条の 4 及び府令第 30 条の 2 に規定する方法により公表します。

⑧ その他

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、更に米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、もしくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。また、

公開買付届出書又は関連する買付書類は米国内においてもしくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けの応募に際し、応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の旨の表明及び保証を行うことを求められることがあります。応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付けもしくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと（当該他の者が買付けに関するすべての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

- (10) 公開買付開始公告日
平成 22 年 12 月 22 日

- (11) 公開買付代理人
野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目 9 番 1 号

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針等については、「1. 買付け等の目的」の「(4) 本公開買付け後の株券等を更に取得する予定の有無、理由、内容」及び「(5) 上場廃止となる見込みがある旨及び上場廃止を目的とする理由」をご参照ください。

4. その他

- (1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

① 公開買付者と対象者との間の合意の有無及び内容

本公開買付けにあたり、対象者は平成 22 年 12 月 21 日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明すること、及び本公開買付けに応募するか否かについては株主の皆様判断を委ねることを決議しております（かかる対象者の取締役会決議には、創業家株主の代表者である対象者取締役会長の吉田誠夫氏、当社の完全子会社であるイオンリテール株式会社の執行役員を兼任している対象者取締役の北島健二氏及び当社の従業員を兼任している対象者監査役の泉谷正廣氏は、利益相反の疑い回避の観点から、特別利害関係人として、参加していません。）。

- (2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報
該当事項はありません。

以 上